

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	市営住宅等の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、市営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大東市長

## 公表日

令和8年3月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき、市営住宅等を整備し、住宅困窮者に対し低廉な家賃で賃貸を行っている。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①入居資格確認に関する事務(所得確認、在住確認等) ②家賃等の決定及び徴収に関する事務 ③家賃等の減免・徴収猶予に関する事務 ④収入申告書の受理、収入状況の報告に関する事務 ⑤明渡しの請求及び他の住宅のあっせんに関する事務
③システムの名称	公営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の27の項 番号法第9条第2項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第2市長の部(15)の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 【情報提供の根拠】 情報提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大東市都市経営部市営住宅管理課
②所属長の役職名	市営住宅管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大東市都市経営部市営住宅管理課 TEL072-870-0480 〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大東市都市経営部市営住宅管理課 TEL072-870-0480 〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う権限のある複数人での確認を行った上で作業を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[      十分に行っている      ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[      十分である      ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、指静脈による認証によって限定しておりアクセス権限の適切な管理を行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	南野 徹	萩原 一行	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	大東市街づくり部住宅管理課	大東市街づくり部都市整備室建築課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住宅管理課長 萩原 一行	都市整備室建築課長 萩原 一行	事後	
平成31年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大東市 街づくり部 住宅管理課	大東市街づくり部都市整備室建築課	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	大東市 街づくり部 住宅管理課	大東市街づくり部都市整備室建築課	事後	
令和1年6月28日				事前	再実施
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	大東市街づくり部都市整備室建築課	大東市都市整備部都市整備室建築課	事後	
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大東市街づくり部都市整備室建築課	大東市都市整備部都市整備室建築課	事後	
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	大東市街づくり部都市整備室建築課	大東市都市整備部都市整備室建築課	事後	
令和3年9月1日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	大東市都市整備部都市整備室建築課	大東市都市経営部市営住宅管理課	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	建築課長	市営住宅管理課長	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大東市都市整備部都市整備室建築課	大東市都市経営部市営住宅管理課	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大東市都市整備部都市整備室建築課	大東市都市経営部市営住宅管理課	事後	年次見直しによる
令和8年3月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の19の項	番号法第9条第1項 別表の27の項 番号法第9条第2項 大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第2市長の部(15)の項	事後	所要の修正
令和8年3月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の31の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	所要の修正
令和8年3月26日				事後	新様式への移行